

情報提供

那医発第 271 号
令和 5 年 7 月 27 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
担当理事 宮城政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「地域医療関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

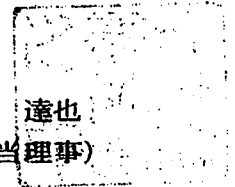
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 645 号 F
令和 5 年 7 月 24 日

地区医師会地域医療担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 宮里 達也
(地域医療担当理事)



地域医療関係通知文の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、地域医療関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、医療法第 25 条第 3 項の規定に基づき実施される特定機能病院への立入検査に係る「特定機能病院の立入検査業務実施要領」が見直されたため、令和 5 年度版要領の周知を依頼する内容となります。

②は、医療法第 25 条第 1 項の規定に基づき実施される令和 5 年度の立入検査について、実施にあたり、今年度以降の立入検査は自主点検等の確認ではなく、令和元年度以前と同様の対応とすることなどがまとめられた留意事項並びに、今後の立入検査の実施にあたり要綱の一部が改正された旨の周知を依頼する内容となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ① 医療法第 25 条第 3 項の規定に基づく医療法第 4 条の 2 に定める特定機能病院への立入検査業務の実施について

(令和 5 年 7 月 4 日 日医発第 647 号 (地域))

- ② 「令和 5 年度の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について」及び「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について」

(令和 5 年 7 月 4 日 日医発第 657 号 (地域))

沖縄県医師会業務第 1 課：平木、徳村
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
E-mail：gl@okinawa.med.or.jp



8

日医発第 647 号 (地域)
令和 5 年 7 月 4 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

今村 英仁

(公印省略)

医療法第 25 条第 3 項の規定に基づく医療法第 4 条の 2 に定める
特定機能病院への立入検査業務の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より各地方厚生（支）局医療課長宛に、事務連絡「医療法第 25 条第 3 項の規定に基づく医療法第 4 条の 2 に定める特定機能病院への立入検査業務の実施について」が出されるとともに、本会に対しても情報提供がありました。

特定機能病院への立入検査については、他の医療機関とは異なり、各地方厚生（支）局が「特定機能病院の立入検査業務実施要領」を参考に実施されております。本件はその実施要領の令和 5 年度版について各地方厚生（支）局に周知するものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますようよろしくお願いいたします。



5

日医発第 657 号 (地域)
令和 5 年 7 月 4 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会長

松本 吉郎

(公印省略)

「令和 5 年度の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について」
及び「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について」

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に、通知①「令和 5 年度の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について」及び通知②「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について」が発出されるとともに、本会に対してもその周知協力についての依頼がありました。

通知①については、令和 5 年度の立入検査の実施にあたっての留意事項をまとめたものであり、通知②については、今後の立入検査の実施に当たっての参考として、要綱の一部が改正されたことについての了知を求めるものです。

両通知の主な改正内容については、参考として添付しております。「令和 5 年度立入検査要綱 主な改正内容」をご確認いただきますようお願いいたします。特に、通知①において、今年度以降の立入検査は自主点検等の確認ではなく、令和元年度以前と同様の対応とすること、及び「医療法等において定期的に実施することが求められる業務等について」(令和 5 年 3 月 31 日付け日医発第 2458 号 (地域)) の通り、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療法等において定期的に実施することが求められる業務等の取扱いについて」(令和 2 年 5 月 14 日付 (地域 102)) を廃止したことにご留意頂きたく存じます。また、通知②は、「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～」について(令和 5 年 6 月 16 日付け日医発第 571 号 (情シ)) のとおり、チェックリストが全て「はい」であることではなく、必要な事項が「記入」されているかの確認であることにご留意下さい。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知、協力方につきご高配賜りますようお願いいたします。